

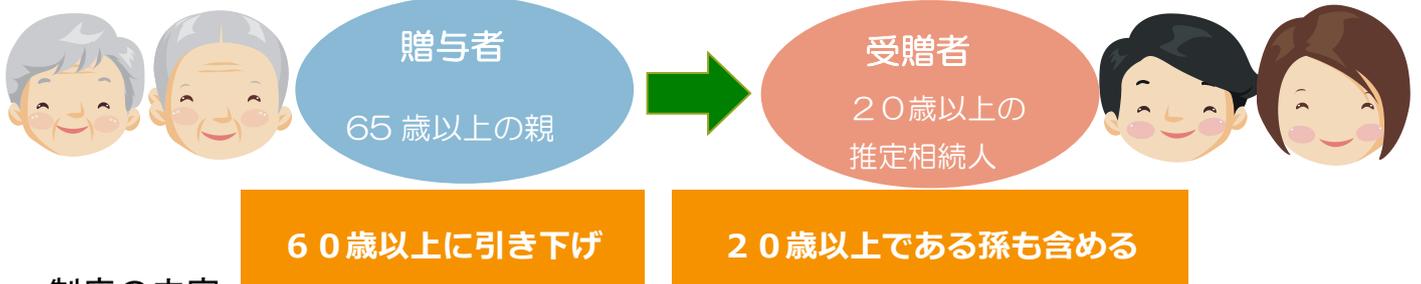
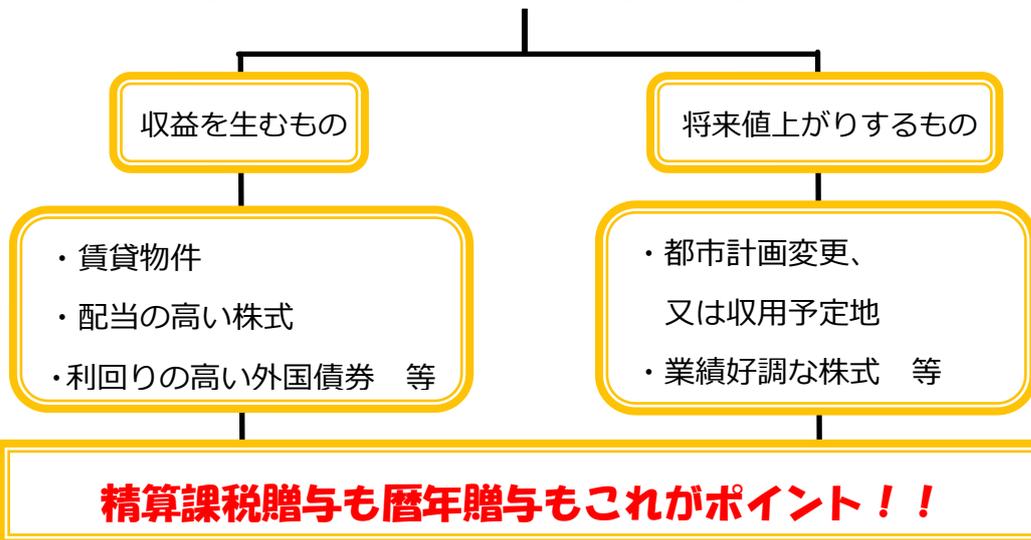
みせ税理士
の

相続相談手帖 第14話

Q 私（仮名：中井昭 80歳）は毎回、相続相談手帖を楽しみに拝読させて頂いています。さて、以前、相続時精算課税制度の内容書かれていたと思います。もう少し、その内容と活用方法について教えてください。

A 相続時精算課税制度の概要は次の通りです。活用のポイントはズバリ以下のような財産又はタイミングの時に、相続効果を発揮します。

あげたい人に・あげたいものを・あげたい時に



制度の内容

- ・贈与の財産額を贈与者の相続開始時に相続財産として再計算
- ・累計で2,500万円の非課税枠
- ・非課税枠を超えた額に一律20%の税率
- ・将来的に相続税がかかる見込みが低い方、又は値上がりする可能性の非常に高い不動産や株式を多額に持っている方向けの制度

お問合せ先：税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
 大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀一番館4F
 TEL:0120-985-556 URL:www.aoba-atm.com/

セカンド・オピニオン
受付中